

よくある質問

- Q** 同一世帯、扶養とは何を示していますか？ 祖父母宅で暮らしている児童がいた場合、(別で暮らしている)両親に当該児童分が支給されますか？
- A** 同一世帯とは住民票上ひとつの世帯であることです。また、扶養とは、児童をご自身の収入で養っていることであり、児童との同居・別居は問いません。
- ・「祖父母宅で暮らしている児童」の子ども加算は原則、同一世帯の世帯主である祖父母が支給対象者です。ただし、両親等の別世帯の世帯主から「児童を扶養している」旨の申出があれば、両親等の世帯が支給対象者となる可能性があります。
- Q** どのような振込名目で振込まれますか？
- A** 振込名目は「コドモ・コウベシクラシエンリンジツクベツキュウフキン」です。
※銀行によっては振込名目として入力できる文字数に制限を設けている場合もあり、全ての文字が表記されないことがあります。
- Q** 振込が行われた際に振込通知などは届きますか？
- A** 郵送やメールによる通知は行いませんので、確認書もしくはWEB申請時に指定した口座の確認をお願いします。なお、支給状況はホームページから確認いただけます。
- 確認書(お問い合わせ)番号を入力すると、ホームページで支給状況がわかります。
- 神戸市暮らし支援臨時特別給付金 支給状況照会 検索
- Q** 申請期限を過ぎても給付金はもらえますか？
- A** 期限までに申請がなかった場合は、給付金を受け取ることはできません。必ず期限までに手続きを終えてください(申請期限:郵送は令和6年6月30日消印有効、WEBは令和6年6月30日中)。



それ、詐欺かもしれません!

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐欺に注意!

「振り込み詐欺」や「個人情報の搾取」にはご注意ください。神戸市からは、

- ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすること
- 支給のための手数料の振込を求めること
- クレジットカードや預金通帳をお預かりすること
- 暗証番号を教えてほしいということとは

絶対にありません。

不審な電話、郵便、メールが届いたら、最寄りの警察署(または警察相談専用電話 #9110)にご連絡ください。

お問い合わせ先

神戸市暮らし支援臨時特別給付金専用コールセンター

TEL : 078-771-7201

〈受付時間〉8:45~17:30(土日祝日を除く)

耳や言葉の不自由な方のご相談はこちら
(該当しない方の利用はご遠慮ください)

FAX : 078-771-5285

Eメールアドレス : kobe_rinjitokubetu_kyufukin@os.tempstaff.jp

最新の情報はこちらからご確認ください。

神戸市暮らし支援臨時特別給付金

検索



神戸市暮らし支援臨時特別給付金のご案内

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金)

暮らし支援臨時特別給付金(10万円)に関する書類が届いた方は、本給付金とあわせて、そちらの手続きをお願いします。

神戸市暮らし支援臨時特別給付金について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給予定額(18歳以下の対象児童に対して1人あたり5万円)を支給します。

以下の内容を確認して下記申請締切日までに、「同封の確認書の返送」もしくは「WEB申請」を行ってください。いずれの手続きもない場合、給付金が支給されません。

同封の確認書表面右上の**確認書(お問い合わせ)番号**をお控えください。

※申請後、支給状況照会ホームページで確認書(お問い合わせ)番号を入力すると、支給状況がわかります。

確認書(お問い合わせ)番号

支給要件

区役所・市役所に相談窓口は設置していません。

●対象要件

〈対象となる児童〉

○基準日(令和5年12月1日)において、給付対象世帯の世帯主と同一世帯となっている18歳以下の児童

※18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童(平成17年4月2日生まれ以降)

※世帯主が扶養していない児童がいた場合、原則、当該児童分を世帯主へ支給することは出来ません。

※住民票住所地が異なる児童を扶養している場合、コールセンター(078-771-7201)へご連絡ください。

○令和5年12月1日以降に生まれた新生児

※いつまでに生まれた児童が対象になるか、決定次第ホームページで公表します。

※令和5年12月2日から令和6年1月31日までに生まれたことを神戸市が把握できている児童は表面に印字済みです。それ以降に生まれた児童がいる世帯へは翌月末を目途に神戸市より申請に必要な書類をお送りします。

(例) 2月生まれ → 3月末に必要な書類を発送

※基準日(令和5年12月1日)以降、他都市へ転出した場合、転出日以降に児童が生まれたことを神戸市として把握できないため、神戸市より書類をお送りすることが出来ません。また申請にあたって、別途必要となる書類等もございます。児童が生まれた場合、まずはコールセンター(078-771-7201)へご連絡ください。

〈支給対象〉

以下の要件をすべて満たす世帯の世帯主

○基準日(令和5年12月1日)において、神戸市の住民基本台帳に記録されている世帯

○世帯の全員が令和5年度住民税[均等割のみ課税者]もしくは「均等割のみ課税者及び均等割非課税者」で構成される世帯

○世帯の全員が、住民税均等割が課されている他の親族等(子・親等)の扶養を受けていないこと

○世帯の中に、住民税課税(均等割のみの課税を除く)となる所得があるのに未申告である方がいないこと

○既に、本制度に基づき「給付対象となった児童分」の給付金を受給した世帯ではないこと

※本給付金の受給後に、新たに給付対象となる児童が生まれた場合を除く

●受給権者 対象要件を満たす世帯の世帯主

●給付金額 対象となる児童1人あたり5万円

●支給方法 確認書に記載している銀行口座への振込 ※変更したい場合は中面「給付までのながれ」③を参照ください。

●申請締切日 ・(WEB)令和6年6月30日中 ・(郵送)令和6年6月30日消印有効

給付手続き

いずれかの方法で手続きしてください。

WEBによる手続き

「e-KOBE(神戸市スマート申請システム)」による申請方法
詳細は、中面「給付までのながれ」①を参照ください。

郵送による手続き

同封の確認書に記入し、郵送する方法
詳細は、中面「給付までのながれ」②もしくは③を参照ください。

※すでに暮らし支援臨時特別給付金(10万円)を申請いただいた場合でも、今回の手続きを行わなければ、本給付金(子ども1人あたり5万円)は給付されません。

給付までのながれ いずれかの方法で手続きしてください。

下記の事項を確認の上、神戸市暮らし支援臨時特別給付金の給付手続きを行ってください。

- 受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振込が完了せず、かつ、令和6年7月31日までに、受給権者(代理人も含みます。)に連絡確認できない場合には、当該給付手続きが取り下げられたものとみなします。
- 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。

WEB(e-KOBE)による手続き 手続き締切日 **令和6年6月30日中**

① e-KOBEにログインし、手続きを行います。

- お手元に「確認書」をご準備の上、右記二次元コードから申請にお進みください。
- e-KOBEの利用が初めての方は、画面右上の新規登録ボタンを押して登録が必要ですのでご注意ください。



- システムの案内に従って入力を進めてください。
- 確認書表面右上に記載の確認書(お問い合わせ)番号の入力が必要です。
- 新たに振込先口座の登録又は確認書に記載の口座から変更が必要な場合は下記書類のアップロードが必要です。
 - a 本人確認書類*
 - b 振込口座が確認できる書類
 ※住所変更がある場合、変更後の住所が分かる面のコピーも添付ください。

代理受給はWEBでの手続きができません。コールセンター(078-771-7201)へお電話ください。

郵送による手続き 返送締切日 **令和6年6月30日消印有効**

② 確認書表面に印字されている口座に振込を希望される方

必要なもの

- 確認書

提出(郵送)

- 確認書に必要事項を記入し、返信用封筒にて送付してください。

③ 確認書表面に印字されている口座以外の口座に振込を希望される方

まずはコールセンター(078-771-7201)へお電話いただき、「口座変更届」を手に入れてください。

必要なもの

- 確認書
- 口座変更届
- 本人確認書類のコピー*
- 振込口座が確認できる書類のコピー*

提出(郵送)

- 確認書に必要事項を記入し、必要書類とともに返信用封筒にて送付してください。
- ※住所変更がある場合、変更後の住所が分かる面のコピーも添付ください。

確認書もしくはWEB申請の内容に不備がなければ、申請受付後、2週間程度で指定した銀行口座へ振込みます。

※申請開始直後は多数の返信が予想されるため、受付から振込まで1か月程度かかる場合があります。
 ※不備がある場合は、お手紙もしくはメール(WEB手続きの場合のみ)にて連絡いたしますので、ご対応をお願いします。なお、電話番号の記載がある場合は、お電話で連絡する場合があります。

確認書記入方法

記入例

1 世帯主(受給権者) 基準日(令和5年12月1日)において、神戸市の住民基本台帳に登録されている方
 以下の表面及び裏面の内容を確認し、記載内容に相違なければ、自署欄に氏名を記入ください。

令和5年12月1日時点 世帯主氏名	コウベ タロウ 神戸 太郎	住所	620-8507 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5-1
生年月日	平成12年12月31日		

■対象児童 令和5年12月1日時点で神戸市に住民登録されている児童を印字しています。扶養していない児童がいる場合は二重線で取り消してください。なお、金額の訂正が必要な場合は、「訂正金額入力欄」に、「訂正後の人数」と「訂正後の金額」をご記入ください。

No.	氏名	生年月日
1	神戸 真知子	平成10年11月17日
2	神戸 花子	平成10年11月14日
3	神戸 一郎	平成10年11月7日
4	神戸 美	平成10年11月17日
5	神戸 太郎	平成12年12月31日
6	神戸 通子	令和5年12月9日
7	神戸 礼子	令和5年11月19日
8	神戸 光	令和5年12月25日
9		

支給金額：18歳以下の児童 8名×5万円＝40万円 訂正金額入力欄：7名×5万円＝35万円

この確認書の記載内容に相違ありません。 ※自署が困難な方は、代筆可

A 世帯主氏名(自署) **神戸 太郎** 確認日(記入日) 令和▲年▲月▲日
 日中に連絡可能な連絡先 (000) 000 - 0000

2 受取方法について ここに署名が無いと、給付金は受け取れません!

以下の神戸市が過去に把握した口座に振込を行います。受取口座の変更をご希望される場合は、同封チラシをご確認ください。

右記口座は、令和5年度神戸市暮らし支援臨時特別給付金もしくは児童手当・児童扶養手当で、把握した口座です。 支給口座 神戸銀行 神戸支店 普通 ****567
 口座名義 コウベ タロウ

B 扶養していない児童がいた場合

- B-1** 対象児童名、生年月日を二重線で消してください。
- B-2** 訂正金額入力欄に「訂正後の人数」と「訂正後の金額」をご記入ください。

上記 2 に口座が印字されていない方、印字されている口座以外への振込を希望する方、及び代理受給を行う場合

以下、いずれかの方法で手続きをしてください。

- **コールセンター(078-771-7201)へお電話ください。**
必要書類(口座変更届等)を発送いたします。
- **WEB(e-KOBE)による手続き(代理受給は除く※)**
口座変更(世帯主の口座)のみ受け付けております。
※代理受給を希望される場合は、**コールセンター(078-771-7201)へお電話ください。**

代理受給について

神戸市暮らし支援臨時特別給付金の受給権者は世帯主となりますが、世帯主による給付金の受給が困難である場合、世帯主に代わり、給付金の代理受給が可能です。

代理受給ができるものの範囲

- ① 令和5年12月1日時点での世帯主の属する世帯の世帯構成者
- ② 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など)
- ③ 親族その他の平素から世帯主本人の身の回りの世話をしている者等で神戸市長が特に認める者
 ※なお、世帯主と代理人の本人確認書類のコピーが必要となります。

A 口座変更がない場合

- ① P.1の要件をすべて満たすことを確認の上、世帯主氏名(自署)・確認日・連絡先をご記入ください。
- ② 2に印字されている口座に振込を希望される場合は、必要事項(上記①)記入済みの確認書を返信用封筒で返送ください。